

平成 1 8 年

# あいちの特定サービス産業

[情報サービス業、物品賃貸業、広告業]

特定サービス産業実態調査結果報告書



県民生活部統計課

# 目 次

利用上の注意.....	1
結果の概要.....	5
【全体の概要】.....	5
【業種別の概況】.....	8
ソフトウェア業.....	8
情報処理・提供サービス業.....	14
各種物品賃貸業.....	20
産業用機械器具賃貸業.....	25
事務用機械器具賃貸業.....	30
広告代理業.....	35
その他の広告業.....	41
統計表	
第1 - 1表 総合統計表 事業所数.....	48
第1 - 2表 総合統計表 従業者数.....	49
第1 - 3表 総合統計表 従事者数.....	50
第1 - 4表 総合統計表 年間売上高（全体）.....	51
第1 - 5表 総合統計表 年間売上高（主業）.....	52
第1 - 6表 総合統計表 営業費用（全体）.....	53
第1 - 7表 総合統計表 営業費用（主業）.....	54
第2 - 1表 ソフトウェア業の主要項目、従業者数及び従事者数、年間売上高.....	55
第2 - 2表 情報処理・提供サービス業の主要項目、従業者数及び従事者数、 年間売上高.....	56
第2 - 3表 各種物品賃貸業の主要項目、従業者数及び従事者数、年間売上高.....	57
第2 - 4表 産業用機械器具賃貸業の主要項目、従業者数及び従事者数、 年間売上高.....	59
第2 - 5表 事務用機械器具賃貸業の主要項目、従業者数及び従事者数、 年間売上高.....	61
第2 - 6表 広告代理業の主要項目、従業者数及び従事者数、年間売上高.....	63
第2 - 7表 その他の広告業の主要項目、従業者数及び従事者数、年間売上高.....	64

第3 - 1表	全国のソフトウェア業の事業所数、従業者数、従事者数、 年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	65
第3 - 2表	全国の情報処理・提供サービス業の事業所数、従業者数、従事者数、 年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	66
第3 - 3表	全国の各種物品賃貸業の事業所数、従業者数、従事者数、 年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	67
第3 - 4表	全国の産業用機械器具賃貸業の事業所数、従業者数、従事者数、 年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	68
第3 - 5表	全国の事務用機械器具賃貸業の事業所数、従業者数、従事者数、 年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	69
第3 - 6表	全国の広告代理業の事業所数、従業者数、従事者数、年間売上高、 1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	70
第3 - 7表	全国のその他の広告業の事業所数、従業者数、従事者数、 年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高.....	71

参 考 平成18年特定サービス産業実態調査調査票

## 利用上の注意

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに、31業種について、調査を実施してきました。（別表1 調査年次一覧参照[4頁]）

平成18年は、ビジネス支援産業のうち、「情報サービス業」、「物品賃貸業」、「広告業」を調査しました。

昭和48年調査開始以降、毎年業界団体名簿を活用してきましたが、的確な対象把握が困難になってきたことから、平成18年調査から平成16年事業所・企業統計調査による産業格付された名簿に変更しました。これにともない、調査結果の精度が確保できると考えたため、愛知県では平成18年の調査結果から公表することにしました。

### 1 調査の目的

平成18年特定サービス産業実態調査は、次の「調査の範囲」に掲げるサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

### 2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計（第113号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施されました。

### 3 調査の期日

平成18年11月1日現在

### 4 調査対象の範囲（調査業種）

平成18年調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）小分類のうち次の7業種に属する事業所。（詳細は別紙1 調査業種参照[2、3頁]）

業 種 名	日本標準産業分類番号
情報サービス業	39（中分類）
1 ソフトウェア業	391（小分類）
2 情報処理・提供サービス業	392（小分類）
物品賃貸業	88（中分類）
3 各種物品賃貸業	881（小分類）
4 産業用機械器具賃貸業	882（小分類）
5 事務用機械器具賃貸業	883（小分類）
自動車賃貸業	884（小分類） 未調査
スポーツ・娯楽用品賃貸業	885（小分類） 同
その他物品賃貸業	889（小分類） 同
広告業	89（中分類）
6 広告代理業	891（小分類）
7 その他の広告業	899（小分類）

### 5 調査の単位

この調査は、原則として事業所ごとの調査です。調査は、「場所ごと」、「経営者ごと」に行われます。

### 6 調査の経路

#### （1）調査員調査方式

経済産業大臣 - 都道府県知事 - 調査員 - 対象事業所

#### （2）郵送調査方式

経済産業大臣 - 都道府県知事 - 対象事業所

#### （3）一括調査方式

経済産業大臣 - 企業（本社）

### 7 注記及び符号

（1）数値の単位未満は、四捨五入したため内訳が合計に合わない場合があります。

（2）「-」は該当がない場合です。

（3）「X」はその数字に該当する事業所1又は2であることから、個々の申告者の秘密保護のため数字を秘匿したものです。なお、秘匿によっても「X」の内容が算出される恐れがある場合は、事業所数が3以上でも「X」で秘匿した箇所があります。

別紙 1 (調査業種)

業 種 名	定 義	例 示
ソフトウェア業 (日本標準産業分類 3 9 1)	<p>受託開発ソフトウェア業又はパッケージソフトウェア業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託開発ソフトウェア業とは、顧客の委託により、電算機のプログラムの作成及び作成に関して、調査、分析、助言を行う事業所をいう。</li> <li>・パッケージソフトウェア業とは、電算機のパッケージプログラムの作成及び作成に関して、調査、分析、助言を行う事業所をいう。</li> </ul>	<p>受託ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業、パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業など。</p>
情報処理・提供サービス業 (日本標準産業分類 3 9 2)	<p>情報処理サービス業又は情報提供サービス業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報処理サービス業とは、電算機を用いて委託された計算サービス、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。</li> <li>・情報提供サービス業とは、各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所又は市場調査世論調査などを行う事業所をいう。</li> </ul>	<p>受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業、データベースサービス業(不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報等の提供サービス業)など。</p>
各種物品賃貸業 (日本標準産業分類 8 8 1)	<p>総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合リース業とは、産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者に代わって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたるか、賃貸期間が1年以上にわたるものでその期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。</li> <li>・その他の各種物賃貸業とは、物品賃貸業のうち、産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたる物品を賃貸するものであって他に分類されない事業所をいう。</li> </ul>	<p>総合リース業、各種物品レンタル業など。</p>
産業用機械器具賃貸業 (日本標準産業分類 8 8 2)	<p>主として各種産業の用に供する機械器具又は各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業所をいう。</p>	<p>金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、建設用クレーン賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、掘削機械器具賃貸業など。</p>

業 種 名	定 義	例 示
事務用機械器具賃貸業 (日本標準産業分類 8 8 3)	主として事務用機械器具又は電算機及び同関連製品を賃貸する事業所をいう。	事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、電子計算機賃貸業など。
広告代理業 (日本標準産業分類 8 9 1)	主として新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告することを業とする事業所をいう。	広告代理業、広告業（広告の代理業を主とするもの）。新聞広告代理業、車両広告代理業、電柱広告代理業など。
その他の広告業 (日本標準産業分類 8 9 9)	屋外広告業又は他に分類されない広告業を対象とする。 ・屋外広告業とは、主として屋外において広告物（看板、立て看板、張り紙、広告塔等）の表示を行う事業所をいう。 ・他に分類されない広告業とは、広告に配る引き札の配布、郵便広告サービス、サンプルの配布などのように他に分類されない広告サービス業を行う事業所をいう。	屋外代理業、掲示案内業、アドバルーン業、広め屋、ちんどん屋など。

対象とならない事業所の主な例	
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を記録した物を製造する事業所（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カード等）</li> <li>・新聞、定期刊行物、テレビ等ニュースを提供する事業所</li> <li>・興信所、観光案内業</li> <li>・経営コンサルタント業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> </ul>
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車、スポーツ・娯楽用品、その他の物品（ゴルフ用品、レコード、CDビデオ、衣装等）のみを賃貸する事業所（レンタルショップ、貸しレコード業、貸し衣装業等）</li> <li>・映画配給業</li> <li>・貸しシート、貸しおしぼり、貸しぞうきん（リネンサプライ業）</li> </ul>
広告代理業、その他の広告業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーライター業、テレビコマーシャル制作業、広告制作業</li> <li>・デザイン業</li> <li>・新聞業、出版業、放送業、街頭広告放送業</li> </ul>

